

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【公開番号】特開2013-89032(P2013-89032A)

【公開日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-023

【出願番号】特願2011-229020(P2011-229020)

【国際特許分類】

G 06 T 1/00 (2006.01)

G 06 T 7/00 (2006.01)

【F I】

G 06 T 1/00 3 4 0 A

G 06 T 7/00 1 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月17日(2014.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人の頭部形状に関する高次の基底ベクトルについて、少なくとも一つの重み係数が互いに異なる第一および第二の頭部画像が対比可能に配置されていることを特徴とする顔印象判定チャート。

【請求項2】

前記高次の基底ベクトルの寄与率が1%以上であり、

前記第一および第二の頭部画像は、前記高次を除く寄与率が1%以上の他の基底ベクトルの重み係数が共通である請求項1に記載の顔印象判定チャート。

【請求項3】

前記第一および第二の頭部画像からなる画像ペアを複数組含み、

一の組の前記画像ペアにかかる前記第一および第二の頭部画像は、第1の高次の重み係数が互いに異なり、

他の組の前記画像ペアにかかる前記第一および第二の頭部画像は、第2の高次の重み係数が互いに異なることを特徴とする請求項1または2に記載の顔印象判定チャート。

【請求項4】

顔印象の傾向と、前記重み係数の次数との関係を示す印象対応チャートをさらに含む請求項1から3のいずれか一項に記載の顔印象判定チャート。

【請求項5】

第三の頭部画像をさらに含み、前記第三の頭部画像の前記高次の基底ベクトルの前記重み係数が、前記第一の頭部画像の前記重み係数と前記第二の頭部画像の前記重み係数との中間の大きさである請求項1から4のいずれか一項に記載の顔印象判定チャート。

【請求項6】

前記第一の頭部画像と前記第二の頭部画像とに連続的に遷移する動画像である請求項1から5のいずれか一項に記載の顔印象判定チャート。

【請求項7】

前記第一および第二の頭部画像が、共通のテクスチャを備えている請求項1から6のいずれか一項に記載の顔印象判定チャート。

【請求項 8】

前記第一および第二の頭部画像がシート上に印刷されている請求項1から7のいずれか一項に記載の顔印象判定チャート。

【請求項 9】

前記第一および第二の頭部画像がディスプレイ装置に表示されている請求項1から7のいずれか一項に記載の顔印象判定チャート。